

奈良県告示第四百三十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、五條市長から次のとおり町の区域及び名称を変更する旨の届出があった。

この処分は、平成二十三年四月一日からその効力を生ずる。

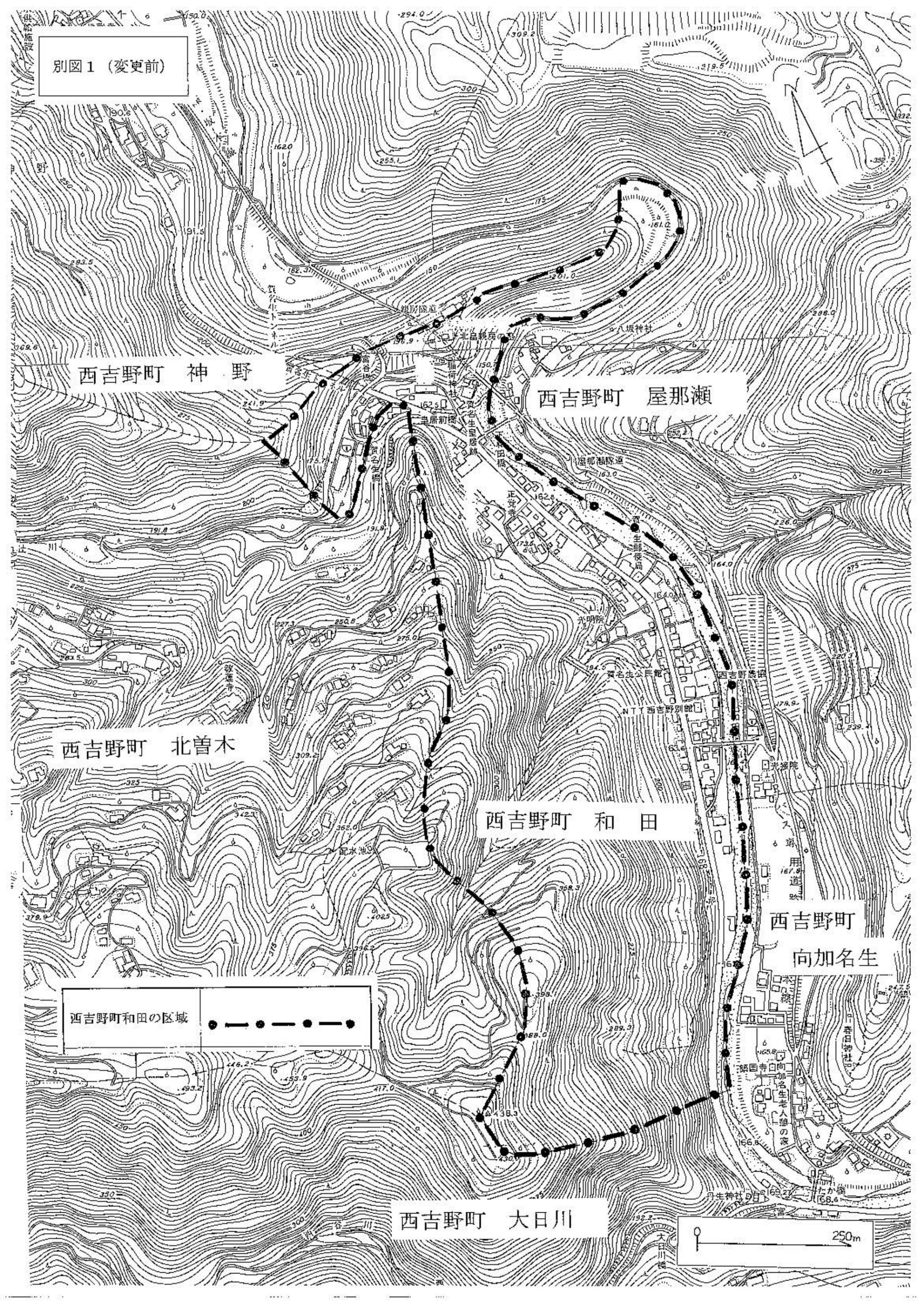
なお、関係の区域は、別図1（変更前）及び別図2（変更後）のとおりである。

平成二十三年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

新町名	現町名	新町となる区域
西吉野町 賀名生	西吉野町 和田（一部）	西吉野町和田二二、二七の一、二七の四、三一の二、三一の四、三一の五、三三の一、三三の二、三四の一、三四の二、三五、三八、三九、四〇、四二、四四、四五の一、四八、四三二及び四七八並びにこれらの区域に隣接する道路である市有地

別図1 (変更前)



西吉野町 神野

西吉野町 屋那瀬

西吉野町 北曾木

西吉野町 和田

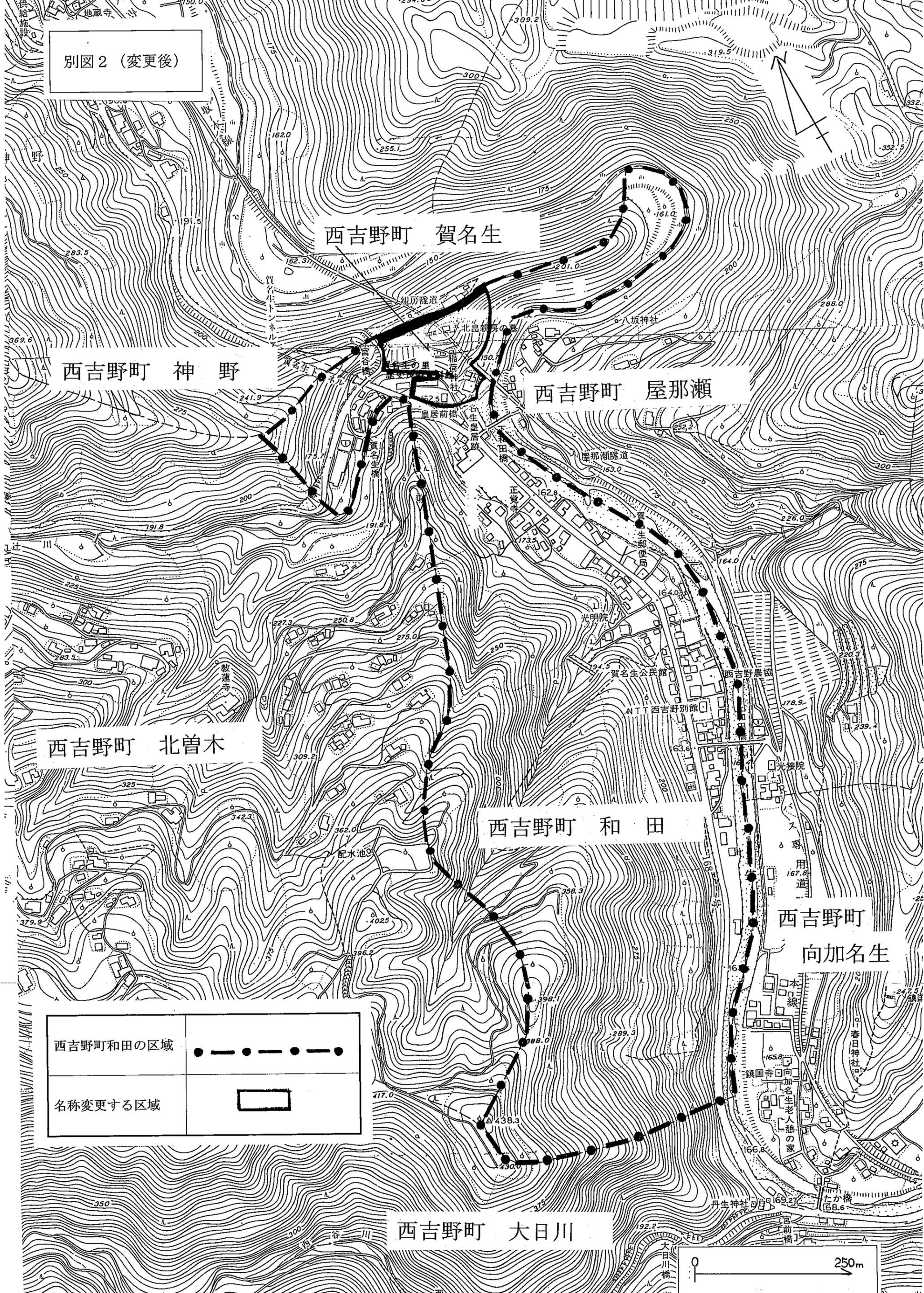
西吉野町  
向加名生

西吉野町和田の区域

西吉野町 大日川

250m

別図2 (変更後)



西吉野町和田の区域	● — ● — ● — ● — ●
名称変更する区域	□

